

ご加入にあたってのご注意

- このパンフレットは「団体長期障害所得補償保険」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。
- ご加入の際は、加入申込票の各項目(生年月日・年齢・性別・他の保険契約等の有無など)について正しくご記入ください。
- 事故が起こった場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 団体長期障害所得補償保険の「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」、保険証券は保険契約者(コスモエネルギーホールディングス株式会社)に交付されます。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しくご記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- 健康状態告知について、保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時※から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時※から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時※から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- ※継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- 健康状態告知書質問事項の回答や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

■用語のご説明

用語	ご説明
回復所得額	免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる額をい、 $\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}$ によって算出した額となります。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
所得喪失率	次の算式によって算出された割合をいいます。 $\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$ ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。
就業障害	被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病氣」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数(7日)を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
平均月間所得額	被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。 $\text{平均月間所得額} = \frac{\text{年間収入額}^{\ast 1} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}^{\ast 2}}{12(\text{か月})}$
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

(引受保険会社)

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

東京企業営業第一部営業第一課
 〒103-8250 東京都中央区日本橋3-5-19
 あいおいニッセイ同和損保日本橋本ビル3F
 電話: 050-3461-1051

●ご相談・お問合わせ先

株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部

〒105-8325 東京都港区芝浦1-1-1
 浜松町ビル7階
 電話: 03-3798-9318

(2023年2月承認)A22-104434

コスモエネルギーグループの皆さまへ

最長60才まで、所得を補償する保険です。

GLTD(団体長期障害所得補償保険) 制度のご案内



ケガや病気で仕事ができない間、
最長60才まで補償を継続して
 受けることができます。

「安心して働いて
 いただくために」



ケガや病気による長期療養時の
所得を補償します。
 また、うつ病等の精神障害もカバーします。

ケガや病気によって長期間仕事ができなくなったときの所得を補償する制度です。この制度により、仕事ができない間最長で60才まで所得補償を継続して受けることができます。パンフレットをご確認いただき、是非この機会にご加入ください。

ご加入の手続きについて

- お申込締切日 : **2023年5月19日(金)**
- 加入申込票提出先 : **株式会社コスモトレードアンドサービス 保険部**
個人営業グループ TEL 03-3798-9318

- ・新規加入/内容変更の場合 ... 加入申込票ご必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ、ご提出ください。
- ・継続加入の場合 ... 加入内容ご変更がない場合は、前年度と同一内容で継続加入のお取り扱いをいたしますので、加入申込票のご提出は必要ございません。
- ・脱退の場合 ... 加入申込票ご必要事項をご記入いただき、ご署名のうえ、ご提出ください。

- 保険期間 : **2023年8月1日午後4時より2024年8月1日午後4時まで**
 (ご契約期間)
- 保険料払込方法 : **給与控除(2023年9月給与より控除開始)**

- (注1) ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、継続日時点の年齢が満59才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取り扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。中途加入の方は「始期日時点の満年齢」で保険料を算出します。
- (注2) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

加入資格

2023年8月1日において満15才以上、満59才以下の健康保険等の対象となる従業員の方で、告知日時点で正常に勤務されている方が加入できます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等は加入できません。

この保険はコスモエネルギーホールディングス株式会社を保険契約者とし、コスモエネルギーグループの従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

ケガや病気による長期療養時の所得補償

ケガや病気により長期間仕事ができなくなったとき、最長で60才まで所得を補償します。

団体割引20%を適用！
コスモエネルギーグループの皆さまのための保険です！

長期療養時の補償

ケガや病気により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で60才まで所得を補償します。

一部復職後も補償

職場に復帰しているけれども完全に仕事ができないなど、一部復職しているも収入が20%超減少している場合にはその減少割合に応じて継続して(最長60才まで)補償します(保険金は非課税です。所得税および住民税の対象となりません)。

国内外・業務中・業務外を問わず補償

ケガや病気の発生が、国内外を問わず、また業務中・業務外を問わず、24時間補償します。

精神障害も補償

躁うつ病等の精神障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に最長で24か月所得を補償します(精神障害補償特約セット)。

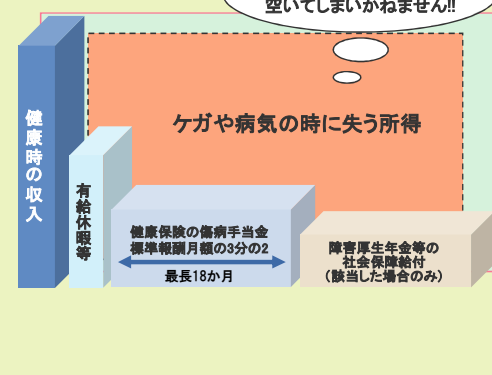
妊娠に伴う障害も補償

妊娠、出産、早産または流産による身体障害により、免責期間を超えても仕事ができない状態が続いている場合に所得を補償します(妊娠に伴う身体障害補償特約セットした場合)。
※女性のみセットで可。

もし、長期間働けなくなったら…

休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障給付に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金給付額は標準報酬月額額の3分の2であり、その給付額も18か月で終了するために、その後は原則として所得がなくなります(ただし、所定の高度障害に該当した場合には、障害厚生年金等が給付されます)。

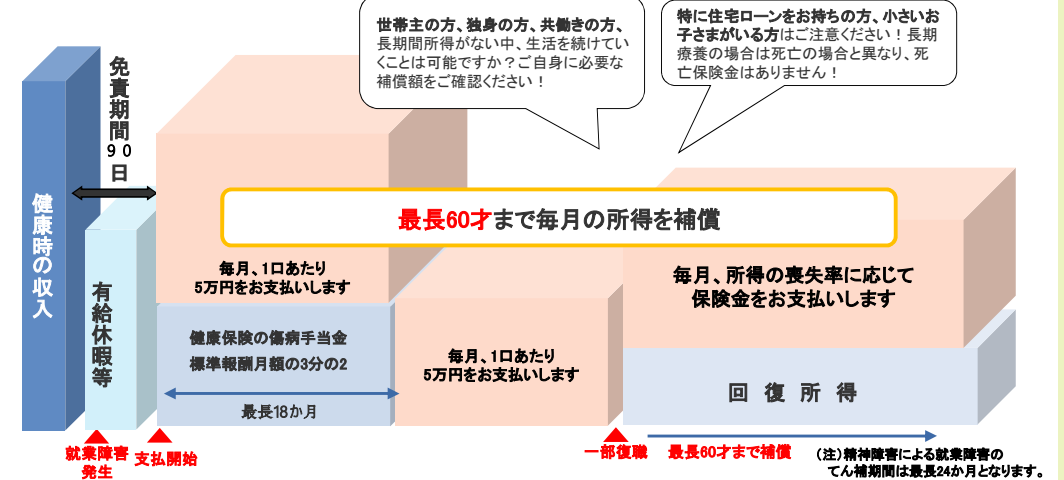
【イメージ図】



GLTD(団体長期障害所得補償保険)があればこう変わります!

保険期間中にケガや病気就業障害となり、90日(免責期間)を超えてもその状態が続いている場合に、最長で60才まで(仕事ができない期間)所得を補償します。この保険制度により、毎月5万円(1口)から最高25万円(5口)までの補償を受けられます。

【イメージ図】

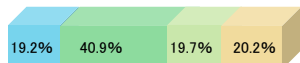


「生きること」を支えるために…

医療の高度化等により、日本人の寿命は今までに延び、私たちが60才以前に死亡するリスクは減少傾向にあります。しかしその反面、療養が長期化するケースや障害が残るケースも増加しています。長期間にわたって治療を受けたり、リハビリを行っている間に所得が減少し住宅ローンが払えない、子どもの学費が払えないなど、「生きること」をしっかりと支えるための対策が必要です。

■ 生活保護を開始する理由

生活保護を開始する理由は、**傷病によるものが大きい**



<出典:厚生労働省 令和2年度 厚生統計要覧より 引換保険会社作成>

就労支援トータルサービスのご案内

「団体長期障害所得補償保険」に加入された被保険者(補償の対象となる方)は、以下のサービスをご利用いただけます。

■ メンタルご相談

メンタル相談サポート
会社には相談しづらい「こころの悩み」に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制・平日10時~17時)。
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート
Webで提供する健康・介護チャンネルでストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。
(注2)メールでのご回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

■ 健康・医療・介護ご相談

健康・医療・介護のご相談
健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。
セルフ健康診断サポート
最寄りの人間ドック施設などを紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル)でご利用いただけます。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供
全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

■ 各種手続きご相談

税務・フィナンシャルサポート
医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート
障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供
お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。



- ※サービスをご利用いただける方は被保険者(補償の対象となる方)となります。
- ※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
- ※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
- ※サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。
- ※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
- ※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社から提供します。
- ※上記はサービスの概要を記載したもので、サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に加入者証と共に交付する「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

月々の保険料

加入対象:2023年8月1日時点で満59才以下の従業員で、告知日時点で正常に勤務されている方

- 55才以上の方が加入される場合、てん補期間は「60才に達した日※1まで」、または「3年間」のいずれか長い期間となります。
- 記載の保険料は団体割引20%を適用した場合の保険料です。

ご加入口数について

1口(月額5万円)あたりの保険料です。最高5口までご加入できます。
年令は、2023年8月1日時点の満年令です。

<口数決定の目安>

- ・5口以下で設定してください。
- ・「口数×5万円×12」が年収の50%以内になるように設定してください。

加入セット名	M	W 1	W 2
年令	男性	女性	女性※2
15~24才	419円	269円	319円
25~29才	441円	344円	445円
30~34才	530円	481円	589円
35~39才	679円	704円	834円
40~44才	930円	1,059円	1,082円
45~49才	1,233円	1,407円	1,407円
50~54才	1,402円	1,511円	1,511円
55~59才	1,329円	1,293円	1,293円

●中途加入の方は「保険始期日時点の満年令」で保険料を算出します。

●免責期間は90日、てん補期間は60才に達した日※1までです。
※1 60才に達した日とは、60才の誕生日の前日をいいます。

●精神障害補償特約セット

※2妊娠に伴う身体障害補償特約をセットしています。

1か月生活するために最低限収入が必要かを考え、ご自身とご家族にとって必要なプラン(口数)にご加入ください。

例えば、こんな場合…

年収600万円の34才男性(保険金額5万円・5口加入)が、交通事故により脳挫傷を被り、免責期間を超えて6か月入院し、退院後は要自宅介護となり満60才まで25年間全く働けない状態が続いた場合。



1口あたり
保険金額 加入口数 支払基礎所得額①
5万円 × 5口 = 25万円
■入院期間
①
②
25万円×6か月 = 150万円
■自宅療養期間
①
②
③
25万円×12か月×25年間 = 7,500万円

受取総額 ②+③ = 7,650万円

(注)上記内容は例示です。実際の受取総額は、就業障害発生時期により異なります。

重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)	2023年4月
<p>■ご加入に際しては保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券および協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。</p> <p>(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。</p> <p>■申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。</p>		

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している特約または協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害(「ケガ」といいます)または疾病(「病氣」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約(親介護一時金支払特約等)の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

①基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入(所得)を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

②親介護一時金支払特約の被保険者(以下、「特約被保険者」といいます)は、上記①の基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親に限ります。また、加入できる特約被保険者の年齢が決まっています。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	<p>身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p>

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	<p>①保険期間開始時(注1)より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合(注2)は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。</p> <p>②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(注3) ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症候のない感染 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ・被保険者が被った精神障害 <p>③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病氣等(保険証券に記載されます)による就業障害は保険金をお支払いできません。</p>

(注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

(注2) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知をして契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時(注1)よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要

ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間

お客さまの保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定

支払基礎所得額および保険金額の設定については、以下の点にご注意ください。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。また、お客さまの支払基礎所得額および保険金額については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

①支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度(健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます)による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

※保険金の支払額の算出方法には、「定率型」と「定額型」があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

定率型の場合	健康保険法に基づいて届け出た標準報酬月額を超えない範囲で設定してください。
定額型の場合	<p>所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康保険、共済保険の加入者(給与所得者など)：50%(注) ・国民健康保険の加入者(自営業の方など)：70%

②親介護一時金支払特約の保険金額は引受けの限度額があります。

(注) 公的保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者(給与所得者)については、免責期間が1年6か月以上の場合、70%とします。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み

保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客さまの保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法

お客さまの保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)	2023年4月
<p>■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みください、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のおしり(普通保険約款・特約)(注)、保険証券または協定事項細書(協定書)(以下「協定書」といいます)などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。</p> <p>(注) ご契約のおしり(普通保険約款・特約)、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。</p> <p>■申込人と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。</p>		

1告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

- 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目(加入申込票上の「※」印の項目(告知事項))について、事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。
- 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります(次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります)ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年令、性別 ②被保険者の健康状態告知(注1)(注2)(注3)(注4) ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等(注5)の有無
------	---

- (注1) 健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注2) 親介護一時金支払特約をセットする場合は健康状態告知の回答にあたっては、基本となる補償部分の被保険者が必ず特約被保険者の方に質問事項と「健康状態告知についてのご案内」に記載された事項をすべて説明し、特約被保険者に確認した回答内容をそのままご記入ください。
※基本となる補償部分の被保険者が、親介護一時金支払特約の特約被保険者を代理してご回答ください。
- (注3) 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。
- (注4) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時(※)から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時(※)から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時(※)から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
(※) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。
- (注5) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を含み、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除(クーリングオフ)はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3複数のご契約があるお客さまへ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

- 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 新たな契約(団体長期障害所得補償保険)の申込みをする場合のご注意事項
 - 被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
 - 新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 新たな契約の始期日における被保険者の年令により計算した保険料(注)を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。

(注) 保険料の改定により、同じ年令でも保険料が異なる場合があります。

5通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合 ②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合
--

6補償の開始・終了時期

- 補償の開始: 始期日の午後4時(保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻)に始まります。
- 補償の終了: 満期日の午後4時に終わります。

7保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**(2) 保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8解約と解約返れい金

- ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
 - 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き(注)、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができません。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。※解約する範囲はその被保険者にかかる部分に限ります。

(注) 親介護一時金支払特約の場合は、次の①から⑥のいずれかに該当するときをいいます。

- この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合(※)
- 以下に該当する行為のいずれかがあった場合
 - 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社にごこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として要介護状態を発生させ、または発生させようとした場合
 - 保険金を受け取るべき方が、その保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- 他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- 保険契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、その保険契約の存続を困難とする重大な事から発生させた場合
- 保険契約者と被保険者との間の親戚関係の終了などにより、その保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(※) その被保険者は、引受保険会社に対する通知をもって、保険契約を解約することができます。その際は本人であることを証明する書類を提出してください。

10保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、**引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。**

【個人情報の取扱いについて】
<p>本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社(海外にあるものを含む)が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則(第53条の10)により、利用目的が限定されています。</p> <p>詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険(株)のホームページ(https://www.aioinissaydowa.co.jp/)をご覧ください。</p>

<その他ご注意くださいこと>
<p>■ご契約内容および事故報告内容の確認について 事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるとご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>■無効・取消し・失効について</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は取消しとなる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。 次のいずれかの場合は、この保険契約は失効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。 <ol style="list-style-type: none"> 被保険者が死亡した場合 身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合 親介護一時金支払特約の特約被保険者が、保険期間中に要介護状態となり、その要介護状態が保険証券に記載のフランチイズ期間を超えて継続した場合 <p>■重大事由による解除 次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合 親介護一時金支払特約をセットした場合、複数の保険契約に加入することで特約被保険者の保険金額の合計額が著しく過大となるとき など <p>■税法上の取扱い(2022年8月現在) 保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。 ※上記「税法上の取扱い」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>■請求権等の代位について 保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権(注)を取得した場合において、引受保険会社がその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合: 被保険者が取得した債権の全額 上記(1)以外の場合: 被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額 <p>(注) 共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。</p>

※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■ 共同保険について

あいおいニッセイ同和損害保険（株）および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合には、各引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に責任を負います。あいおいニッセイ同和損害保険（株）は、引受幹事保険会社として、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の受領、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っています。

■ 事故が起こった場合

① 事故が起こった場合

- ① 事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- ② 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- ③ 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。

（注1）お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注2）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

② 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

③ 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

④ 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

● 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合

● 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ② 上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

⑤ 保険金請求権の効力

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報の取扱いに関する同意を含みます）
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、(4)～(5)に掲げる書類も必要な場合があります。
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書 ・ 資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用念書 など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など） など ② 保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など） など ③ その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書） など
(5)	介護一時金を請求する場合に必要な書類 ① 保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 要介護状態の内容を証明する医師の診断書および診療報酬明細書または公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類（注） など （注）公的介護保険制度を定める法令の規定による被保険者証、公的介護保険制度の要介護認定等の申請に要した書類の写しおよび被保険者が受領した公的介護保険制度の要介護認定等に関する通知書その他要介護状態区分を証明する書類をいいます。 ② その他の書類 書類の例 ・ 他の保険契約等がある場合はその内容がわかるもの ・ 調査同意書（引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な同意書） など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報およびご意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

● 今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。

2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。

3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。

① 補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）

② 支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額

③ 被保険者の範囲（ご本人のみの補償）（注）

（注）視介護一時金支払特約をセットした場合は、基本となる補償部分の被保険者またはその配偶者の親のうち、加入申込票で指定された方が特約被保険者となります。

※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。

4. 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。

※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（5）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。

5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の要否をご確認ください。

● 現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問合わせ

パンフレット等に記載の取扱代理店までご連絡ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口

引受保険会社へのご相談・苦情がある場合

事故が起こった場合

0120-101-060（無料）

遅滞なくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。

あいおいニッセイ同和損保
あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）

- 受付時間 平日 9:00～17:00
- 土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。
- ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。
- IP電話からは 0276-90-8852（有料）におかけください。
- 一部のご利用は営業店等からのご対応となります。

指定紛争解決機関

引受保険会社との間で問題を解決できない場合

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】 0570-022-808

- 受付時間 [平日 9:15～17:00（土・日・祝日および年末年始を除きます）]
- 電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。
- 携帯電話からも利用できます。
- 電話リレーサービス、IP電話からは 03-4332-5241 おかけください。
- おかけ間違いにご注意ください。
- 詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adri/index.html>)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

1 普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いできない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が発生した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	<p>てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率 (100\%)}$ <p>※ ステップ定額型の場合、支払基礎所得額は、協定書に定められた期間ごとの額となります。</p> <p>※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（※） 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（※）を限度とします。 <p>（※）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ わらうち症または腰痛等て医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 <ol style="list-style-type: none"> ① 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ② 発熱等の他覚的所見のない感染による就業障害※6※7 ⑪ 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科</p>

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（※）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そ）うつ病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F04～F09 (2) F20～F31 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>(※) 分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類概要 ICD-10(2003年度版)準拠」によります。</p> <p>※5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」(※)がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(※) 女性の被保険者へのみセット可能です。</p> <p>※6 病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。</p> <p>※7 「医療従事者等特約」がセットされた場合、医療従事者等である被保険者が業務上の事故によりH1Vに感染したことによる就業障害は保険金のお支払い対象となります。ただし、次の感染による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(1) 保険責任開始前に陽転化していた感染 (2) ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染</p>

<用語の説明>

【回復所得額】とは
免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは
1 被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは
保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入人数}}$ によって算出した額となります。

【所得】とは
業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。

【所得喪失率】とは
次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは
被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。
てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。
なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

「就業障害定義緩和（三大疾病）特約」がセットされた場合は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。ただし三大疾病*を被った場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

【身体障害】とは
傷害（ケガ）といいますが、および疾病（病気）といいますが、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは
この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは
引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。

「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算してパンフレット記載の期間が限度です。ただし、基本契約のてん補期間を超えないものとします。

【免責期間】とは
保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通常として1免責期間とします。
「就業障害定義緩和（三大疾病）特約」がセットされた場合、三大疾病*を被ったときは、【就業障害】に一致する状態の場合、一時的復職日数を通常として免責期間をカウントします。
*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。
「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。
【平均月間所得額】とは
被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
平均月間所得額 = $\frac{(\text{年間収入額} \times 1) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} \times 2)}{12(\text{か月})}$
※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引前収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
【約定給付率】とは
保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
業務上の身体障害のみ補償特約	業務上の身体障害による就業障害についてのみ保険金をお支払いする特約です。
業務上の身体障害対象外特約	業務上の身体障害による就業障害については保険金お支払いの対象外とする特約です。
就業障害定義緩和（三大疾病）特約	被保険者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞および脳卒中）を被った場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないまたは業務に一部従事できないこと」に緩和する特約です。

※「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または通勤により被ったケガまたは業務上の病気（※）による身体障害をいいます。

（※）業務上の事由により被った病気があって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。

3 親介護一時金支払特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（※1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（※2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（※4）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

（※1）介護保険法第9条第1号に規定する65以上の方をいいます。

（※2）介護保険法第9条第2号に規定する40以上66未満の方をいいます。

（※3）「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。

（※4）介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、平成29年4月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の膝関節または股関節に蓄いり変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（※））の効力が生じた日 （※）「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	【介護一時金額（※）の全額】 （※）保険証券等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。 ※ 介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 ※2 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ※3 ⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			⑨ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑩ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券に記載されたフランチャイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を過ぎして365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものとして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認・ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

なお、被保険者ご本人とご加入申込書・被保険者明細書の被保険者(基本部分)欄に記載された方をいいます。

お読みください 告知の重要性
健康状態告知は公平な保険契約の引渡判断のための重要な事項です。必ず被保険者ご本人が、「事実」ありの範囲で「もれなく」お答えください。

お読みください 2 正しく告知しなかった場合の取扱い
告知する事項は加入申込書・被保険者明細書裏面「健康状態告知書質問事項」に記載しています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受領した保険契約の開始時期(補償の開始時)(注)から1年以内であれば、引渡保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除することがあります。

お読みください 3 書面によるご回答の重要性
質問事項へのご回答は、保険会社の引渡判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、書面にてご回答くださるようお願いいたします。

お読みください 4 傷病歴等を告知した場合の取扱い
引渡保険会社では、ご加入者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引渡対応を行っています。

お読みください 5 告知内容を確認させていただく場合があります。
お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

お読みください 6 お客さまによるご契約内容の確認について
ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「加入申込書の写し」で告知内容に誤りがないかの確認をお願いします。

※本誌はお客さまご自身で確認するための掲載です。ご提出の必要はありません。
※加入申込書・被保険者明細書の写しに「健康状態告知についてのご案内」(本誌)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明」注意喚起情報のご説明は、お客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
団体長期障害 所得補償保険
全力サポート

お読みください 7 健康状態の告知が必要な方
健康状態告知書質問事項回答欄に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。
● 継続したご加入の方
● 新しく加入する際に、補償項目の追加などの変更(注)をする方

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか?
補償内容は変更なし、または縮小する
健康状態告知が必要。
健康状態告知は不要。

お読みください 8 再告知の取扱い
特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更できることがあります。

お読みください 9 その他注意いただきたい事項
正しく告知をした場合でも、保険期間の開始日より前に病気、ケガまたはその他の要介護状態の原因となった事由が生じた場合は、引渡保険会社は保険金をお支払いできません(始期前治療)について協定書に定めのある場合、その規定により保険金をお支払いできることがあります。

紹介状一時金以外用 健康状態告知書質問事項回答欄の解説

健康状態告知書質問事項は以下のとおりです

〈質問1〉「がん」に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
①過去2年以内に「がん」(悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含まず)にかかったことがある。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されている。
②過去2年以内に医師から「糖尿病」(高血糖症)「耐糖能異常」と診断されたことがある。または、現在、医師からこの年の検査を受けるように指示されている。

〈質問2〉最近の健康状態・既往症に関するご質問

- 以下の①、②のいずれかに該当する項目はありますか。
①最近1か月以内に、医師の診察・検査・治療(医師の指示による服薬を含まず)を受けたことがある。
②過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(要検査・要精密検査・要治療・要経過観察)を指摘されたことがある(検査や治療の結果、異常なし)となった場合を除きます。
※ただし、後遺症のないケガおよび右記「完治している」場合は告知不要の病気・症状に該当する病気・症状は告知不要です。

「医師の診察・検査・治療」について

- 医師から処方(指示)されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
●市販のビタミン剤の服用など、病気の治療ではなく健康増進のための行為
●メソッド診断の指摘
●正常な妊娠または分娩
●完治している場合は告知不要の病気・症状に該当する病気・症状の治療
※「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないといった状態をいいます。

病名・症状一覧表の解説

Table with columns for Disease/Condition (A-F), and corresponding symptoms. Includes sub-sections for 'Disease/Condition' and 'Symptoms'.

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

上記「病名・症状一覧表」に該当する病名・症状がない場合、その病名・症状の具体的な名称をご記入ください。
「病名・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病名・症状の具体的な名称を「疾病・症状名」欄に記入して加入したときは、加入申込書・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取消しを受けることがあります。

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

継続して加入する方、「特定疾病等対象外欄」に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

Table with columns for Disease/Condition (A2, A3, A6, G2, G3, G6, F2, F3, F6, H2, H3, M2, M3, M6, X2, X3, X6) and corresponding symptoms.

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となります。

「病名・症状一覧表」欄記載時のご注意

上記「病名・症状一覧表」に該当する病名・症状がない場合、その病名・症状の具体的な名称をご記入ください。
「病名・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病名・症状の具体的な名称を「疾病・症状名」欄に記入して加入したときは、加入申込書・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取消しを受けることがあります。

Table with columns for Disease/Condition (A-F), and corresponding symptoms. Includes sub-sections for 'Disease/Condition' and 'Symptoms'.

「疾病・症状名」欄記載時のご注意

上記「病名・症状一覧表」に該当する病名・症状がない場合、その病名・症状の具体的な名称をご記入ください。
「病名・症状一覧表」の甲欄、乙欄に該当する病名・症状の具体的な名称を「疾病・症状名」欄に記入して加入したときは、加入申込書・被保険者明細書の提出後であっても、保険期間の開始時から条件の訂正またはご加入の取消しを受けることがあります。

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

継続して加入する方、「特定疾病等対象外欄」に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

Table with columns for Disease/Condition (A2, A3, A6, G2, G3, G6, F2, F3, F6, H2, H3, M2, M3, M6, X2, X3, X6) and corresponding symptoms.

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となります。

団体長期障害 所得補償保険

※具体的には、平成6年10月12日診療報酬改定より定められた分類項目の分類コード01から99に設定されたものと、分類項目の内容については厚生労働省大臣官庁統計情報部「医療、介護および死因統計分類基準(ICD-10)(2003年版)準拠」を参照してください。

「脳卒中」について

●脳内の血管が急に狭窄(詰まり)して発症する病気の総称です。脳出血(血管が破れること)や脳梗塞(血管が詰まること)は脳卒中の一種です。

「不整脈」について

●心臓の拍動に早い(頻数)、遅い(徐数)、不規則(不規則)などの異常が生じることをいいます。

「精神障害」について

●精神障害には、「うつ病」「躁鬱病」「統合失調症」などの精神障害、「パニック障害」「適応障害」などの神経症のほか、「非器質性睡眠障害」「心因反応」などが含まれます。

厚生労働省指定の難病の例

「ハンチントン病(遺伝性)」「全身性エリテマトーデス」「全身性硬皮症」「炎症性腸炎」「多発性骨髄腫」「特異性小脳萎縮症」「線維性骨炎」「脊髄性筋萎縮症(多発性筋萎縮症を除く)」「サルコイドシス」「ヘムクロミウム」「高尿酸血症」など

誤った記載例

「ミゾウアザミ(白濁)」 誤記: 白濁
「コウゾウセン」 誤記: 肺がん
「イゼツシカク」 誤記: 肺がん

「特定疾病等対象外欄」に関するご注意

継続して加入する方、「特定疾病等対象外欄」に以下の印字がある場合の補償対象外となる疾病の範囲は下表のとおりです。

Table with columns for Disease/Condition (A2, A3, A6, G2, G3, G6, F2, F3, F6, H2, H3, M2, M3, M6, X2, X3, X6) and corresponding symptoms.

「疾病・症状名」欄に疾病名が印字されている場合

「疾病・症状名」欄に印字された病気・症状が補償対象外となります。